

平成 30 年 11 月 5 日

各 位

会社名 オリジナル設計株式会社
代表者名 代表取締役社長 菅 伸彦
(コード番号：4642 東証第二部)
問合せ先 取締役執行役員財務部長 吉良 薫
(TEL 03-6757-8800)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 5 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場しております。

当社は、昭和 37 年 1 月に上下水道の計画及び設計・施工監理を主たる目的として設立され、平成 8 年 7 月に日本証券業協会に株式を店頭登録、平成 10 年 9 月には東京証券取引所市場第二部に株式を上場し、本日現在においては、子会社 1 社（非連結子会社 1 社）、関連会社 2 社とともに、上下水道に関する調査・計画・実施設計・施工監理及び都市施設情報などの公共事業等に関する建設コンサルタント業を主な事業としております。

当社の主要なビジネスターゲットである上下水道事業については、高度成長期に集中的に整備されてきた上下水道施設の多くが今後耐用年数を迎えることから、他の公共インフラと同様に老朽化した施設の計画的な改築・更新、必要な事業予算の確保が求められております。また、度重なる豪雨や地震による被災への対応についてのニーズも高まっております。このような観点も踏まえ、当社の事業と関わりの深い国土交通省の平成 30 年度予算においては、「防災・安全交付金」と「社会資本整備総合交付金」の総額で前年度並みの予算が計上されております。また、全国の政令指定都市及び東京都区部の下水道事業費については、合計で対前年度比 1.3%増の予算が確保されております。

こうしたニーズに応えるべく、当社は、「維持・運営の時代」を見据えた組織づくり、役職員間での意思疎通と情報共有、部署別経営指標の随時確認による経営課題の迅速な軌道修正、受注したプロジェクトの適正な予算管理、工程管理、外注管理、社内エンジニアのスキル向上、次代を担う若手人材の確保・育成、「働き方改革先進企業」を目指した長時間労働の是正や健康経営の促進、社員一人ひとりがそれぞれの事情に応じていきいきと働くことができる社内制度・オフィス環境の導入、社外ネットワークの拡大などにより、生産性向上と原価低減を図り、社員還元と収益の拡大に努めてまいりました。

同時に、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、将来における安定的な事業の成長による企業価値の向上と当社を取り巻く経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、業績や経営環境等を総合的に勘案し、配当及び機動的な自己株式の取得等を組み合わせることにより、資本効率の向上をもって当社の株主利益及び 1 株当たりの株式価値向上を目指すとともに、株主の皆様に対する総合的な利益還元を図ってまいりました。具体的には、配当については、当社の経営の基本方針に基づき、平成 27 年 12 月期は 1 株当たり 6 円、平成 28 年 12 月期は 1 株当たり 8 円、平成 29 年 12 月期は 1 株当たり 12 円と持続可能な範囲内で配当を行ってまいりました。また、上記のと

おり、株主の皆様に対する利益還元を目的として、平成 26 年 11 月 7 日開催の取締役会の決議に基づき、同年 11 月 10 日付で、市場買付け（自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け）の手法による自己株式の取得を実施し、当社株式 780,000 株（当時の発行済株式総数（7,467,133 株）に対する割合 10.45%（小数点以下第三位を四捨五入））を取得いたしました。なお、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

そして、当社では、足元の堅調な業績推移を踏まえ、平成 30 年 3 月上旬より、更なる資本効率の向上とともに、株主の皆様への利益還元が引き続き経営上の最重要課題の一つであるとの認識の下、更なる自己株式の取得による株主還元を検討しておりましたが、自己株式の取得の手法として市場買付けを選択した場合、現状の当社株式の東京証券取引所市場第二部における取引高を前提とすると、当社が市場価格をもって一度に買付けできる数量が限定的となることが予想されることに鑑み、今次実施する自己株式の具体的な取得方法としては、買付価格を市場価格にプレミアムを付した価格とすることにより一定の規模の買付数量の達成を見込めることや、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況等を総合的に勘案し、平成 30 年 4 月下旬、公開買付けによる手法が適切であると判断いたしました。なお、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社株式の適正な価格として、市場価格を基準としつつも、自己株式の取得による資本効率の向上をもって当社の株主利益及び 1 株当たりの株主価値向上を図るという、本公開買付けの目的に照らし、多数の応募を集めることを目的として、市場価格にプレミアムを付すことといたしました。

一方、株式会社東京スペック（当社の創業者、名誉会長、主要株主かつ筆頭株主である菅脩氏が取締役を務め、菅脩氏の配偶者である菅温江氏が代表取締役を務める株式会社水インフラ（以下「水インフラ」といいます。）（注）がその発行済株式の全部を所有している創業家一族の資産管理会社であり、以下「東京スペック」といいます。）が平成 30 年 11 月 5 日に公表した「オリジナル設計株式会社株式（証券コード 4642）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「東京スペックプレスリリース」といいます。）によれば、当社の創業者、名誉会長、主要株主かつ筆頭株主である菅脩氏は、平成 30 年 3 月 29 日開催の当社株主総会において報告された、平成 29 年 12 月期の当社の業績結果を踏まえて、当社の代表取締役社長である菅伸彦氏中心の現経営執行体制が軌道に乗ったと判断し、その一方、自身の年齢に鑑みて、自身に相続等が発生した場合に当社株式が分散することで当社の経営体制に支障を来す可能性を勘案し、平成 30 年 5 月上旬より、当社が更に企業価値を向上していくための方法について検討を開始し、株主として、今後の外部環境の変化も踏まえて当社の中長期的な企業価値向上を安定的に支える体制の整備が必要との考えに至ったとのことです。その結果、菅脩氏は、同氏が所有する当社株式を東京スペックに集約させ、将来発生する当社の経営体制の承継を円滑に行うことができる創業家一族の新体制を整備する方針を固め、当該体制整備の実施時期について取引金融機関とも協議を進めてきたとのことです。

（注）水インフラは、菅脩氏、及び、菅脩氏の次女の配偶者であり、当社の代表取締役社長である菅伸彦氏（以下、菅脩氏及び菅伸彦氏を「創業家」といいます。）がその発行済株式の全部（菅脩氏が所有する水インフラの株式の発行済株式総数に対する所有割合は 1.00%、菅伸彦氏が所有する水インフラの株式の発行済株式総数に対する所有割合は 99.00%）を所有する株式会社です。

このような状況の下、当社は、平成 30 年 5 月下旬、菅脩氏に対して、当社が更なる株主還元を目的とした自己株式の取得を検討している旨を説明したところ、東京スペックプレスリリースによれば、上記取引金融機関から菅脩氏に対する提案もあり、東京スペック及び菅脩氏は、当社が自己株式の取得を実施するタイミングと創業家一族の新体制を整備することに関して、平成 30 年 6 月下旬から協議・交渉を重ねてきたとのことです。その結果、東京スペック及び菅脩氏は、平成 30 年 7 月上旬に、東京スペックが当社の安定的な大株主となり、菅脩氏が所有する当社株式を適切かつ効率的に集約・管理することにより、当社の企業価値を維持・向上していくための取組みを安定的に支える株主構成になるとの結論に至ったことから、菅脩氏が所有する当社株式を東京スペックに集約すること（以下「本件株式集約」といいます。）が適切であるとの合意に至ったとのことです。そして、当社は、平成 30 年 8 月上旬、東京スペックから、本件株式集約を検討している旨の説明を受け、当社が検討している自己株式の取得と本件株式集約を実施するタイミングについて、東京スペックとの間で協議を進めてまいりました。その結果、当社及び東京スペックは、東京スペックによる本件株式集約の実施は、法第 167 条第 1 項に規定される「公開買付け等の実施に関する事実」に該当することから、本件株式集約の公表前に当社が当該事実を知らずながら本公開買付けを実施することは、当社において法第 167 条に規定されるインサイダー取引規制

に抵触すると考えられること、他方で、当社による本公開買付けの手法による自己株式の取得の実施については、当該自己株式の取得についての当社の決定が、インサイダー取引規制の対象となる当社の未公表の重要事実（法第166条第2項第1号ニ）に該当することから、本公開買付けの公表前に東京スペックスが当該事実を知りながら本件株式集約を実施することは、東京スペックスにおいて法第166条に規定されるインサイダー取引規制に抵触すると考えられることから、平成30年8月中旬、当社による本公開買付けと東京スペックスによる本件株式集約とを同時に公表した上で、それぞれを実施することが適切であるとの合意に至りました。

なお、東京スペックスプレスリリースによれば、上記の理由により当社による自己株式の取得にあわせて本件株式集約を実施することとしたことに伴い、当社の実施する本公開買付けへの応募株式数によっては、結果として、本件株式集約及び本公開買付けの実施後における東京スペックスが有する当社株式の議決権の割合が3分の1を超える可能性があること（本公開買付けにおける買付予定数の上限（1,000,000株）に相当する数の買付け等を行った場合、東京スペックスの当社株式の議決権の割合は35.25%（小数点以下第三位を四捨五入）となります。）等を総合的に勘案し、東京スペックスは、平成30年8月下旬に、株主間の平等及び取引の透明性を図る観点から、東京スペックスを公開買付者とする公開買付けの手法により、本公開買付けと同時に公表した上で本件株式集約を実施することが適切であると判断したとのことです。

以上の経緯及び検討を踏まえて、東京スペックスは、平成30年11月5日に、本件株式集約に係る公開買付け（以下「本他社株公開買付け」といいます。）を実施することを決定し、本他社株公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格については、本他社株公開買付けが本件株式集約を目的として行われるものであり、当社のその他の一般株主からの取得を目的とするものではないことから、菅脩氏と合意の上、本他社株公開買付けの公表日の前営業日である平成30年11月2日の当社株式の東京証券取引所市場第二部における終値940円から9.57%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした価格となる850円とすることを決定したとのことです。

当社は、以上の検討及び判断並びに経緯を踏まえて、平成30年11月5日開催の当社取締役会において、(i) 会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社の定款に基づき、本他社株公開買付け終了後、速やかに自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを、平成30年12月6日から平成31年1月24日までの期間を買付け等の期間として実施すること、(ii) 本他社株公開買付けにおける買付け等の価格は市場価格からディスカウントした価格である一方で、本公開買付け価格については、本公開買付けの目的に照らし、多数の応募を集めることを目的としていることから、市場価格にプレミアムを付した1株当たり1,000円とすること、(iii) 本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務状況等も勘案の上、1,000,000株（平成30年11月5日現在の当社の発行済株式総数7,796,800株に対する割合は12.83%（小数点以下第三位を四捨五入））を上限とすることを決定いたしました。応募株券等（本公開買付けに応募された株券等を行います。以下同じです。）の数の合計が買付予定数（1,000,000株）を超えるときは、あん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

本公開買付けは、当社の1株当たりの純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと考えております。なお、上記のとおり、当社株式については、東京スペックスにより、本他社株公開買付けが実施される予定ですが、本公開買付けは、当該本他社株公開買付けの成否にかかわらず、その終了後速やかに実施することとしております。

また、当社の代表取締役社長である菅伸彦氏は、創業家一族の一員であり、本他社株公開買付けを実施する東京スペックスの完全親会社である水インフラの株主でもあることに鑑み、本公開買付けに関して利益相反が生じるおそれを回避し、公正性、透明性及び客観性を高める観点から、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加していません。

当社は、本公開買付け実施後も、引き続き東京証券取引所市場第二部における当社株式の上場を維持することを予定しております。また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現在未定であります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	1,000,000株(上限)	1,000,000,000円(上限)

(注1) 発行済株式総数 7,796,800株(平成30年11月5日現在)

(注2) 発行済株式総数に対する割合 12.83%(小数点以下第三位を四捨五入)

(2) 当該決議に基づいて既已取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成30年11月5日(月曜日)
② 公開買付開始公告日	平成30年12月6日(木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成30年12月6日(木曜日)
④ 買付け等の期間	平成30年12月6日(木曜日)から 平成31年1月24日(木曜日)まで(30営業日)

(2) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金1,000円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の算定に際して、当社株式が東京証券取引所市場第二部に上場していること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社株式の市場価格を基礎に検討を行いました。さらに、本公開買付け価格の決定に際して公正性を担保するために、当社から独立した第三者算定機関である株式会社 AGS コンサルティング(以下「AGS コンサルティング」といいます。)に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成30年11月2日付で株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得いたしました。

本株式価値算定書においては、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を採用し、株式価値算定を行っております。当該各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

(A) 市場株価法では、本公開買付けの実施について公表した平成30年11月5日の前営業日である平成30年11月2日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の基準日終値940円、直近1ヶ月の終値の単純平均値901円(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算について同じです。)、直近3ヶ月の終値の単純平均値961円及び直近6ヶ月の終値の単純平均値926円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を901円から961円までと分析しております。

(B) 類似上場会社比較法では、当社と比較的類似する事業内容、事業規模、収益の状況等の上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社株式の株式価値を評価し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を919円から1,392円までと分析しております。

(C) DCF法では、当社から提出した事業計画(平成31年12月期第3四半期及び平成32年12月期から平成34年12月期までの3年間)を基に、直近までの業績動向、当社への事業計画インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して平成31年12月期第3四半期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たり

の株式価値の範囲を1,043円から1,251円までと分析しております。なお、DCF法の算定の基礎とした事業計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。また、当該事業計画は、本公開買付けの実行を前提としたものではありません。

当社は、上記株式価値算定の結果を踏まえ、本公開買付けの円滑な実現により、当社の1株当たりの純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）を向上させ、株主の皆様に対する更なる利益還元を行うためには、株主の皆様から、上記の算定結果の範囲内で、適切な価格で買付けを行う必要があると判断いたしました。最終的に、当社は、平成30年11月5日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり1,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格は、公表日の前営業日である平成30年11月2日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値940円、平成30年11月2日までの直近1ヶ月の終値の単純平均値901円及び、平成30年11月2日までの直近3ヶ月の終値の単純平均値961円に対して、それぞれ6.38%、10.99%、4.06%（小数点以下第三位を四捨五入。）のプレミアムを加えた価格に相当しています。

なお、当社は平成26年11月10日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの手法により、当社株式780,000株を1株につき511円で取得しており、本公開買付け価格1,000円とは489円の差額が生じております。これは、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）に係る取得価格が取得日の前営業日の終値で決定されたところ、当該取得以降に当社株式の市場価格が上昇したことによります。

② 算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、将来における安定的な事業の成長による企業価値の向上と当社を取り巻く経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、業績や経営環境等を総合的に勘案し、配当及び機動的な自己株式の取得等を組み合わせることにより、資本効率の向上をもって当社の株主利益及び1株当たりの株主価値向上を目指すとともに、株主の皆様に対する総合的な利益還元を図ってまいりました。具体的には、配当については、当社の経営の基本方針に基づき、平成27年12月期は1株当たり6円、平成28年12月期は1株当たり8円、平成29年12月期は1株当たり12円と持続可能な範囲内で配当を行ってまいりました。また、自己株式の取得についても、平成26年11月7日開催の取締役会の決議に基づき、同年11月10日付で、市場買付け（自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け）の手法による自己株式の取得を実施し、当社株式780,000株（発行済株式総数（7,467,133株）に対する割合10.45%（小数点以下第三位を四捨五入））を取得いたしました。

そして、当社では、足元の堅調な業績推移を踏まえ、平成30年3月上旬より、更なる資本効率の向上とともに、株主の皆様への利益還元が引き続き経営上の最重要課題の一つであるとの認識の下、更なる自己株式の取得による株主還元を検討してまいりましたが、自己株式の取得の手法として市場買付けを選択した場合、現状の株式取引高では買付数量が限定的となることに鑑み、今次実施する自己株式の具体的な取得方法としては、一定の規模の買付数量を達成できることや、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況等を総合的に勘案し、平成30年4月下旬、公開買付けによる手法が適切であると判断いたしました。なお、本公開買付け価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社株式の適正な価格として、市場価格を基準としつつも、自己株式の取得による資本効率の向上をもって当社の株主利益及び1株当たりの株主価値向上を図るといふ、本公開買付けの目的に照らし、多数の応募を集めることを目的として、市場価格にプレミアムを付すことといたしました。

当社は、本公開買付け価格の決定に際して公正性を担保するために、当社から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼いたしました。

当社は、AGSコンサルティングによる上記株式価値算定の結果（算定結果の詳細は、上記①「算定の基礎」をご参照ください。）を踏まえ、本公開買付けの円滑な実現により、当社の1株当たりの純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）を向上させ、株主に対する更なる利益還元を行うためには、株主の皆様から、上記の算定結果の範囲内で、適切な価格で買付けを行う必要があると判断いたしました。最終的に、当社は、平成30年11月5日開催の取締役会において、本公開

買付価格を1株当たり1,000円と決定いたしました。

なお、当社の代表取締役社長である菅伸彦氏は、創業家一族の一員であり、また、本他社株公開買付けを実施する東京スペックスの完全親会社である株式会社水インフラの株主でもあることに鑑み、本公開買付けに関して利益相反が生じるおそれを回避し、公正性、透明性及び客観性を高める観点から、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,000,000株	一株	1,000,000株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数(1,000,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(1,000,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることはありません。

(5) 買付け等に要する資金

1,009,000,000円

(注) 買付予定数(1,000,000株)を全て買い付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

② 決済の開始日
平成31年2月18日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係は、次のとおりです。

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当

所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税 5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が岡三証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が岡三証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が 1 株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して公開買付期間の末日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに関する公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりして

いないこと、買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、平成30年11月5日に「平成30年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」を公表しております。当該公表に基づく当社の四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。また、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

平成30年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）の概要

（平成30年7月1日～平成30年9月30日）

（ア） 損益の状況

会計期間	平成30年12月期 (第3四半期累計期間)
完成業務高	4,810,716千円
完成業務原価	2,928,469千円
販売費及び一般管理費	969,335千円
営業外収益	12,270千円
営業外費用	12,997千円
四半期純利益	581,423千円

（イ） 1株当たりの状況

会計期間	平成30年12月期 (第3四半期累計期間)
1株当たり四半期純利益	86.61円
1株当たり配当額	—円

（ご参考）

平成30年9月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	6,741,335株
自己株式数	1,055,465株

以上